

徳島県告示第三百四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和五年六月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

令和五年六月二十三日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の期日
四九二号	美馬市穴吹町古宮字生子 屋敷七九四番二地先から 同 七九四番一地先まで	七五・五	令和五年六月二十三日